



# 鳥取県公報

平成18年3月31日(金)  
号外第74号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (20) (給与課) .....	1
---	---

## 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

### 鳥取県人事委員会規則第20号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 総則（第1条 - 第2条の6）	

第2章 初任給 (第3条 - 第7条の2)第3章 昇格その他の異動 (第8条 - 第9条の2)第4章 昇給 (第10条 - 第16条の2)第5章 特別の場合における号給の決定 (第17条 - 第20条)第6章 雑則 (第21条)(目的)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)第6条及び第12条の規定並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第6条、第7条第4項及び第16条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表(以下「給料表」という。)のいずれかの適用を受ける者をいう。
- (2) 略
- (3) 学歴免許等の資格の区分 特に定めのあるもののほか、学歴免許等資格区分表(別表第1)に定めるところによる区分をいう。ただし、学校中途退学者及び学歴、免許、資格等について別段の定めのない国立又は公立の講習所等(以下この号において「講習所等」という。)の卒業者の学歴については中途退学した学校及び講習所等に入学又は入所の前の学歴とする。
- (4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。ただし、職員として在職した期間中において休職又は停職となった期間については、これらについて経験年数換算表(別表第2)に定める割合を乗じて得た年数をもって経験年数とする。

(この規則の目的)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第6条、第7条第4項及び第16条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表(以下「給料表」という。)のいずれか一の適用を受ける者をいう。
- (2) 略
- (3) 学歴免許等の資格の区分 特に定めのあるもののほか、学歴免許等資格区分表(別表第1)に定めるところによる区分をいう。ただし、学校中途退学者及び学歴、免許、資格等について別段の定めのない国立又は公立の講習所等(以下「講習所等」という。)の卒業者の学歴については中途退学した学校及び講習所等に入学又は入所の前の学歴とする。
- (4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。ただし、職員として在職した期間(準職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条の規定に基づき任命された者で、給与条例第17条の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)として在職した期間を含む。以下同じ。)中において休職、待命又は停職となった期間については、これらについて経験年数換算表(別表第2)に定める割合を乗じて得た年数をもって経験年数とする。

ア 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、修学年数調整表(別表第3)における高校卒の学歴区分欄に掲げるその者の該当する学歴(学歴免許等資格区分表においてこの学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下「基礎学歴」という。)を取得したとき以後の職員として在職した年数と職員として在職した期間以外の期間について経験年数換算表に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数から、修学年数調整表においてその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数と基礎学歴の修学年数との差の年数を減じた年数(減ずる場合には、職員として在職した期間以外の期間の換算年数から減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員として在職した年数から減ずるものとする。)をいう。ただし、学歴免許等資格区分表の1の(5)に該当する者については、6月を前記によって計算した年数に加えた年数とする。

イ及びウ 略

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を必要とする職にある者にあつては、それぞれの免許又は免許を受ける資格取得後これらの免許を必要とする職務に従事した年数からその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の区分に応じ、修学年数調整表に減ずる年数(以下「調整年数」という。)が定められている者については、その年数を差し引きした年数をいう。

オ及びカ 略

(5)及び(6) 略

(7) 必要在級年数 職員が昇格する場合の資格として必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。

ア 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、修学年数調整表(別表第3)における高校卒の学歴区分欄に掲げるその者の該当する学歴(学歴免許等資格区分表においてこの学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下「基礎学歴」という。)を取得したとき以後の職員として在職した年数(準職員として在職した年数を含む。以下同じ。)と職員として在職した期間以外の期間について経験年数換算表に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数から、修学年数調整表においてその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数と基礎学歴の修学年数との差の年数を減じた年数(減ずる場合には、職員として在職した期間以外の期間の換算年数から減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員として在職した年数から減ずるものとする。)をいう。ただし、学歴免許等資格区分表の1の(5)に該当する者については、6月を前記によって計算した年数に加えた年数とする。

イ及びウ 略

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を必要とする職にある者にあつては、それぞれの免許又は免許を受ける資格取得後これらの免許を必要とする職務に従事した年数(診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)附則第7項の規定に基づく試験に合格した診療放射線技師でその免許取得前に診療エックス線に関する職務に従事した経歴を有する者については、その年数を含む。)からその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の区分に応じ、修学年数調整表に減ずる年数(以下「調整年数」という。)が定められている者については、その年数を差し引きした年数をいう。

オ及びカ 略

(5)及び(6) 略

(7) 必要在級年数 職員が昇格する場合の資格として必要な在級年数をいう。

(8) 略

(9) 略

#### 第2条の2及び第2条の3 削除

(級別資格基準表)

第2条の4 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定めるものを除き、級別資格基準表(別表第3の2から別表第3の9まで)に定めるとおりとする。

- 2 級別資格基準表の職務の級欄に掲げる左欄の数字は、その職務の級に決定されるための必要在級年数を示し、右欄の数字は、学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者がその職務の級に決定されるための必要経験年数を示すものとする。

#### 第2条の6 略

2 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合には、当該各号に定める期間をその者の在級年数として通算することができる。

- (1) 第7条の規定の適用を受けて号給が決定された者又は第7条の2第1号若しくは第2号に該当し、同条の規定の適用を受けて号給が決定された者 部局内の他の職員との均衡を考慮してあらか

(8) 給料月額 職員の属する職務の級について給料表に定められている号給又は給料表に定められていない給料の月額であって、給与条例第7条に規定する給料の調整額を含まないものをいう。

(9) 級別定数 給与条例第4条第1項に定める職務の級の定数をいう。

(10) 略

(11) 略

(12) 昇給期間 職員の昇給に必要とされる給与条例第4条第6項本文又は第8項ただし書に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。

#### 第2条の2 削除

(級別定数)

第2条の3 職員の職務の級の決定は、人事委員会が定める級別定数の範囲内で行わなければならない。ただし、上位の職務の級の定数に欠員がある場合には、その欠員数の範囲内でその定数を下位の職務の級の定数に流用することを妨げない。

(級別資格基準表)

第2条の4 職員の職務の級を決定する場合の級別資格基準は、この規則において別に定めるものを除き、級別資格基準表(別表第3の2から別表第3の9まで)によるものとする。

- 2 級別資格基準表の職務の級欄に掲げる左欄の数字は、その職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、右欄の数字は、学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者がその職務の級に決定されるための必要経験年数を示すものとする。

#### 第2条の6 略

じめ人事委員会の承認を得て定める期間

(2) 第9条又は第9条の2の規定の適用を受けて職務の級及び号給が決定された者 部局内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(新たに職員となった者の職務の級)

第3条 新たに職員となる者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次の各号に定めるところにより決定するものとする。

(1)～(3) 略

2 第7条各号のいずれかに掲げる者から新たに職員となった者又は第7条の2第1号若しくは第2号に規定する職に採用された者の職務の級が、前項の基準によれば部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の職務の級を決定することができる。

(新たに職員となった者の号給)

第3条の2 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給のうち、その者の資格に応じ、初任給基準表(別表第4から別表第11まで)の試験区分欄又は職種欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄に定める号給(同表において別に定める額のある場合は、その号給)とする。ただし、その者に適用しようとする同表の号給の額がその者の属する職務の級における最低の号給の額に達しないときは、その最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、次条から第7条の2までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給)

第3条 新たに職員となる者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

(1)～(3) 略

2 第7条各号の一に掲げる者から新たに職員となった者又は第7条の2第1号若しくは第2号に規定する職に採用された者の職務の級が、前項の基準によれば部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の職務の級を決定することができる。

第3条の2 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給のうち、その者の資格に応じ、初任給基準表(別表第4から別表第11まで)の試験区分欄又は職種欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄に定める号給(同表において別に定める額のある場合は、その号給)とし、その者に適用しようとする同表の号給の額がその者の属する職務の級における最低の号給の額に達しないときは、その最低の号給とする。ただし、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合においては、次条から第7条の3までの規定によりそれより上位の給料月額とすることができる。

第4条 採用試験を行う職に、当該試験の結果に基づ

いて任用される職員（以下「試験採用職員」という。）のうち、職員に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるもの（その加える年数が1年未満である職員を除く。）の初任給基準表の適用については、同表において別に定めるもののほか、その者の受けるべき同表に掲げる号給の号数にその加える年数（1年未満の端数は除く。）の数を加えて得た数を号数とする号給をもって同表の初任給欄の号給とすることができる。

2 試験採用職員のうち、経験年数を有する者の初任給基準表の適用については、同表において別に定めるもののほか、同表に掲げる号給（前項の規定の適用を受ける者については、その号給）の号数に、その経験年数（その月数を18月（5年までの年数の月数については、12月）で除した数に相当する年数）と修学年数調整表に定める加える年数が1年未満である場合のその加える年数とを合算した年数（1年未満の端数は除く。）の数を加えて得た数を号数とする号給をもって初任給基準表の初任給欄の号給とする。

3 試験採用職員のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項に定める経験年数とする。

4 試験採用職員で、当該職員の有する学歴免許等の資格より上位の学歴に相当する試験に合格した職員のうち、その者の有する学歴免許等の資格を基礎として第5条第2項の規定を準用した場合の号給の額が、前3項の規定による号給の額より当該職員にとって有利である場合においては、その号給をもってその者の初任給として受けるべき号給とする。

第5条 選考に基づいて新たに任用される職員（以下

「選考採用職員」という。)のうち、職員に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるもの(その加える年数が1年未満である職員を除く。)の初任給基準表の適用については、同表において別に定めるもののほか、その者の受けるべき同表に掲げる号給の号数にその加える年数(1年未満の端数は除く。)の数を加えて得た数を号数とする号給をもって同表の初任給欄の号給とすることができる。

2 選考採用職員のうち、経験年数を有する者の初任給基準表の適用については、同表において別に定めるもののほか、任用された級の最低の号給又は同表に掲げる号給(前項の規定の適用を受ける者については、その号給)の号数に、その者に適用される同表の学歴免許欄の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数(この経験年数が第2条第1項第4号の(1)及び(6)に規定するものである場合においては、その月数を18月(5年までの年数の月数については、12月)で除した数に相当する年数とする。)又はその者に適用される級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の必要経験年数を超える経験年数(この経験年数が第2条第1項第4号の(1)及び(6)に規定するものである場合においては、その月数を18月(必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定された者の経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数の月数については、12月)で除した数に相当する年数とする。)と修学年数調整表に定める加える年数が1年未満である場合のその加える年数とを合算した年数(1年未満の端数は除く。)の数を加えて得た数を号数とする号給をもって初任給基準表の初任給欄の号給とする。

3 選考採用職員のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加え

る年数を合算した年数をもって、前項に定める経験年数とする。

- 4 選考採用職員のうち、前条第2項の規定を準用した場合の号給の額が、前3項の規定による号給の額より当該職員にとって有利である場合においては、その号給をもってその者の初任給として受けるべき号給とする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、任命権者を異にすることなく引き続いて異動した職員のうち、その異動に伴い新たに採用されることとなる者については、第9条又は第9条の2の規定を適用するものとする。

第6条 恩給又は退職年金（増加恩給、公務傷病年金、傷病年金、扶助料及び遺族年金を除く。以下同じ。）を受ける者を採用する場合の初任給の額は、前条の規定に基づいて定められた給料月額からその者が採用の際、現に裁定を受けている恩給又は退職年金の月額相当額を差し引いた額の直近上位の給料月額の範囲内において定めるものとする。

- 2 前項の給料月額は、任用された級の最低号給の額（その者の学歴免許等の資格の区分に応じて初任給基準表に掲げる号給の額が最低号給の額を超えている場合においては同表に掲げる号給の額）を下つてはならない。

（学歴免許等の資格による号給の調整）

第4条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるもの（その加える年数が1年未満である職員を除く。）に対する初任給基準表の適用については、同表に定めるもののほか、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

（経験年数を有する者の号給の調整）

第5条 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、第3条の2第1項の規定による号給

(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給)の号数に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が別表第13の備考に規定する特定職員であるときは、3)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(人事委員会が定める者にあつては、当該号給の数を3を超えない範囲内で人事委員会が定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

(1) 採用試験を行う職に、当該試験の結果に基づいて任用される職員(次項及び次条において「試験採用職員」という。)その者の経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会が定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部局内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数(次号において「有用な経験年数」という。)を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数

(2) 選考に基づいて新たに任用される職員(第3項及び次条において「選考採用職員」という。)

その者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の月数を12月(第2条第4号ア及びカに規定するものである場合において、その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(有用な経験年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数又はその者に適用される級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の必要経験年数を超える経験年数の月数を12月(第2条第4号ア及びカに規定するものである場合(必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定された者の経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数及び有用な経験年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数

2. 試験採用職員で、当該職員の有する学歴免許等の資格より上位の学歴に相当する試験に合格した職員のうち、その者の有する学歴免許等の資格を基礎として前条又は前項第2号の規定を準用した場合の号給の額が、同項第1号の規定による号給の額より当該職員にとって有利である場合においては、その号

給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

- 3 選考採用職員のうち、第1項第1号の規定を準用した場合の号給の額が、前条又は同項第2号の規定による号給の額より当該職員にとって有利である場合においては、その号給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

第6条 試験採用職員又は選考採用職員のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で第4条の規定の適用を受けないものに対する前条の規定の適用については、第4条の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同条の規定により加える年数を合算した年数をもって、前条に定める経験年数とする。

第6条の2 前3条の規定にかかわらず、任命権者を異にすることなく引き続いて異動した職員のうち、その異動に伴い新たに採用されることとなる者については、第9条又は第9条の2の規定を適用するものとする。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、次の各号に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に規定する各種学校(別表第2の1の表において「各種学校」という。)又は私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校(別表第2の1の表において「私立学校」という。)の教員

(4)及び(5) 略

第7条 新たに職員となった者のうち、次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の給料月額を決定することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 各種学校又は私立学校の教員

(4)及び(5) 略

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第7条の2 次の各号に掲げる場合において、第5条から第6条の2までの規定によるときにはその採用が著しく困難になると認められるとき又は部局内の他の職員と著しい不均衡が生ずると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部局内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)及び(2) 略

(昇格)

第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経過年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

2及び3 略

(上位資格の取得等による昇格)

第8条の2 略

第7条の2 次に掲げる場合において第4条又は第5条の規定によるときはその採用が著しく困難になると認められるとき又は部局内の他の職員と著しい不均衡が生ずると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部局内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の給料月額を決定することができる。

(1)及び(2) 略

(昇給期間の通算による初任給の特例)

第7条の3 新たに採用された職員で、第21条の規定により最初の昇給の昇給期間に通算される月数が12月を超える者については、第3条の2から前条までの規定による号給の額より採用された級における1号給上位の号給の額をもってその者の初任給の額とする。

(昇格)

第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

2及び3 略

4 職員に級別資格基準表を適用する場合には、次に掲げる期間をその者の在級年数として通算することができる。

(1) 第9条又は第9条の2の規定を適用して、職務の級及び給料月額が決定された者については、部局内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(2) 第7条の規定の適用を受けて給料月額が決定された者又は第7条の2第1号若しくは第2号に該当し、同条の規定の適用を受けて給料月額が決定された者については、部局内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

第8条の2 略

(特別の場合の昇格)

## 第8条の3 略

2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危険となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合は、第8条の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第8条の4 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第12)の昇格後の号給の欄に定める号給とする。

## 第8条の3 略

2 職員が生命をとして職務を遂行しそのために危険となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第8条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て昇格させることができる。

(昇格させた場合の給料月額)

第8条の4 職員を別表第13に定める特定級表(以下「特定級表」という。)に定める職務の級以上の職務の級に昇格させた場合におけるその者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額とする。

(1) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が昇格した職務の級の最低の号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)に達しない号給であるとき 昇格した職務の級の最低の号給

(2) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が別表第14に定める調整号給表(以下「調整号給表」という。)に定める号給に達しない号給であるとき(前号に掲げる場合を除く。) 昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。)の1号給上位の号給

(3) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が調整号給表に定める号給以上の号給(職務の級の最高の号給を除く。)であるとき 対応号給の2号給上位の号給

(4) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の2号給下位の号給を超えない額のものであるとき 対応号給の2号給上位の号給

(5) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の2号給下位の号給を超える額のものであるとき 人事委員会の定めるところにより得られる給料月額

2 職員を特定級表に定める職務の級より下位の職務

2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

の級に昇格させた場合におけるその者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額とする。

(1) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が昇格した職務の級の最低の号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)に達しない号給であるとき 昇格した職務の級の最低の号給

(2) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が調整号給表に定める号給に達しない号給であるとき(前号に掲げる場合を除く。) 対応号給

(3) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が調整号給表に定める号給以上の号給(職務の級の最高の号給を除く。)であるとき 対応号給の1号給上位の号給

(4) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の1号給下位の号給を超えない額のものであるとき 対応号給の1号給上位の号給

(5) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の1号給下位の号給を超える額のものであるとき 人事委員会の定めるところにより得られる給料月額

3 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前2項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

4 職員を昇格させた場合の給料月額の決定について、職務の特殊性等に基づき人事委員会が特に必要があると認めて別段の定めをした場合においては、前3項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

5 降格した職員のうち次の各号に掲げる職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第1項又は第2項の規定の適用については、当該各号の定めるところによる。

(1) 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額(同じ額の給料月額がないときは、当該受けていた給料月額の直近下位の額の給料月額。次号において同じ。)に決定された職員及び当該降格後の給料月額から

昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員（第3号に掲げる職員を除く。）第1項第2号中「対応号給」という。）の1号給上位の号給」とあるのは当該降格後の給料月額を調整号給表に定める号給より下位の号給に決定された職員が調整号給表に定める号給以上の給料月額から昇格する場合（以下「特定昇格」という。）以外の場合にあつては、「対応号給」という。）と、同項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあるのは「対応号給」（特定昇格にあつては、「対応号給の1号給上位の号給」とするほか、当該降格後の給料月額を調整号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第2項第3号及び第4号中「対応号給の1号給上位の号給」とあるのは「対応号給」とする。

(2) 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額の直近下位の給料月額に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員（前号又は次号に掲げる職員を除く。）当該降格後の給料月額を調整号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第1項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあるのは、「対応号給の1号給上位の号給」とする。

(3) 2級以上下位の職務の級へ降格した職員 第1項第2号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の1号給上位の号給」とあり、同項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあり、並びに第2項第3号及び第4号中「対応号給の1号給上位の号給」とあるのは「人事委員会の定めるところにより得られる号給」と、第2項第2号中「対応号給」とあるのは「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給）」とする。

3 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前2項の規定にかかわらず、人事委員会が定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第8条の5 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給 (同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給) とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により定められる職員の号給が部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

4 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の職務の級3級又は4級から職員を降格させた場合における当該降格後の号給に関しては、給与条例別表第3イの備考2又はロの備考2の規定の適用がないものとして第1項の規定を適用するものとする。

6 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の職務の級3級又は4級に職員を昇格させた場合における当該昇格後の給料月額に関しては、給与条例別表第3イの備考2又はロの備考2の規定の適用がないものとして第1項各号の規定を適用するものとする。

(降格させた場合の給料月額)

第8条の5 職員を降格させた場合におけるその者の給料月額は、次に定める給料月額とする。

(1) 降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給が、降格した職務の級における号給のうちにあるときは、その額の号給

(2) 降格した日の前日に受けている給料月額が、降格した職務の級における最高の号給に達せず、かつ、降格した職務の級における号給の額のうちにないときは、当該給料月額の直近下位の額の号給

(3) 降格した日の前日に受けていた給料月額が、降格した職務の級における最高の号給の額を超えているときは、その職務の級における最高の号給。ただし、降任がその者の非違によるものでない場合においては、その最高の号給の額とその直近下位の額との差額をその最高の号給の額に加えて得た額のうち、当該給料月額と同じ額があるときはその額、同じ額がないときはその直近下位の額の給料月額

2 前項の規定により定められる職員の給料月額が部局内の他の職員との均衡を著しく失うと認めるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。

3 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の職務の級3級又は4級から職員を降格させた場合における当該降格後の給料月額に関しては、給与条例別表第3イの備考2又はロの備考2の規定の適用がないものとして第1項各号の規定を適用するものとする。

(特定の降任の場合の職務の級の特例)

第8条の6 職員のうち、次の各号のいずれかに該当し降任された者の降任後の職務の級は、当該降任直前の職務の級とする。

(1) 心身の故障のため、勤務時間の短縮又は長期の休養を必要とし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条に規定する職務に専念する義務の免除（以下「義務免除」という。）をされ、休暇を承認され、又は休職を命ぜられた場合

(2)～(4) 略

2及び3 略

(初任給基準表を異にする異動)

第9条 略

2 前項における職員の異動後の号給は、第8条の4及び第8条の5の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、そのときの初任給を基準とし、かつ、部局内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、降格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に、その異動の日に受けることとなる号給

(2) 第7条の規定の適用を受けた職員 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める号給

(3) 前2号の規定によることができない職員 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める号給

(特定の降任の場合の職務の級の特例)

第8条の6 職員のうち、次の各号のいずれかに該当し降任された者の降任後の職務の級は、当該降任直前の職務の級とする。

(1) 心身の故障のため、勤務時間の短縮又は長期の休養を必要とし、職務に専念する義務の免除（以下「義務免除」という。）をされ、休暇を承認され、又は休職を命ぜられた場合

(2)～(4) 略

2及び3 略

(初任給基準表を異にする異動)

第9条 略

2 前項における職員の異動後の給料月額は、第8条の4及び第8条の5の規定にかかわらず、次の各号に定める給料月額とする。

(1) 昭和32年4月1日以降において新たに職員となった者（第7条の規定の適用を受けた者を除く。）については、新たに職員となったとき（免許等を必要とする職に異動した者については、その免許を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、そのときの初任給を基準とし、部局内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、降格及び昇給の規定を適用して再計算した場合に、その異動の日に受けることとなる給料月額

(2) 昭和32年3月31日から引き続き在職する職員については、職員の給与の切替等に関する規則（昭和32年10月鳥取県人事委員会規則第9号）第4条第2項の規定に基づいて昭和32年4月1日において受けることとなる給料月額を基準とし、部局内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、降格及び昇給の規定を適用して再計算した場合に、その異動の日に受けることとなる給料月額

(3) 昭和32年4月1日以降に第7条の規定の適用を受けた者については、あらかじめ、人事委員会の承認を得て定める給料月額

(4) 前3号の規定によることができない場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定め

(給料表の適用を異にする異動)

第9条の2 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の異動をした職員の異動後の号給について準用する。

#### る給料月額

(給料表の適用を異にする異動)

第9条の2 職員を給料表の適用を異にして異動して他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 前項の場合における職員の異動後の給料月額は、前条第2項の規定に準じて決定するものとする。

(昇給についての勤務成績の証明)

第10条 給与条例第4条第6項又は次条の規定による昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。

2 前項の場合において、現に受ける給料月額又はこれに相当する給料月額を受けるに至ったときから人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)の6分の1に相当する期間の日数を勤務していない職員その他人事委員会の定める事由に該当する職員については、その勤務成績についての証明が得られないものとして取り扱うものとする。

(最高号給を超える昇給)

第11条 職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次条、第14条、第15条、第17条、第18条、第20条及び第21条において同じ。)がその現に受ける給料月額を受けるに至った時から給与条例第4条第8項ただし書に規定する期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との差額をその者の現に受ける給料月額に加えた額に昇給させることができる。

(特別昇給定数内の特別昇給)

第12条 職員の勤務成績が特に良好である場合には、特別昇給定数の範囲内で、直近上位の給料月額(職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月

額を受ける職員にあっては、第11条の規定による直近上位の給料月額をいう。第14条及び第19条の2において同じ。)に昇給させることができる。

- 2 前項に規定する特別昇給定数は、各年度について、任命権者ごとの職員の定数又は定員に100分の15を乗じて得た数(その数が1に満たないときは、1)とする。ただし、これにより難しい場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得た数とすることができる。

第13条 職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。

(1) 条件付採用期間中の職員

(2) 第19条第2項に定める昇給の時期以前1年前において、勤務日等(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第12条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第10条第1項に規定する勤務日等をいう。)から休日等(給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。)を除いた日のうち、次に掲げる事由により勤務しなかった期間及び任命権者(県費負担教職員にあっては市町村教育委員会)の承認を得ずして勤務しなかった期間が通算して30日を超える職員

ア 休職(人事委員会が定めるものを除く。)又は停職

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定による育児休業又は同法第9条第1項の規定による部分休業

ウ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年12月鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。)第15条の表第2号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年12月鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担教職員勤務時間規則」という。)第14条の表第2号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇

エ 勤務時間条例第17条及び県費負担教職員勤務時間条例第15条に規定する無給休暇(以下単に

「無給休暇」という。)

オ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。)

カ 地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業

(3) 退職中の職員

(4) 懲戒処分を受けてから1年を経ない職員

(5) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）の有効期間中の職員

(6) 外国派遣職員

(7) 公益法人等派遣職員

(8) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をしている職員

(9) 勤務時間条例第17条第1項第2号又は県費負担教職員勤務時間条例第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇を承認されている職員

(10) 前条の規定による昇給直後の給料月額を受ける期間が1年未満の職員（人事委員会が承認した者を除く。)

(11) 前条の規定により昇給直後の給料月額又はこれに相当する給料月額を受けている職員（55歳を超える職員で人事委員会が定めるもの及び人事委員会が承認した者を除く。)

(12) 大学院修学休業をしている職員

(研修、表彰等による特別昇給)

第14条 勤務成績の特に良好な職員が次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て直近上位の給料月額に昇給させることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕章を受けた場合

(3) 博士の学位の授与を受けた場合

2 勤務成績の特に良好な職員が昇格した場合には、直近上位の給料月額に昇給させることができる。

3 前2項の規定により昇給させる場合で、昇給期間を短縮して昇給させるときのその短縮することができる期間は、6月以内とする。

(特別の場合の特別昇給)

第15条 勤務成績の特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる号数上位の号給（第11条の規定の例により得られる職務の級の最高の号給を超える給料月額を含む。）に昇給させることができる。

- (1) 職制若しくは定数若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生じたことにより退職する場合 1号給
- (2) 公務のため死亡し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合 3号給以内
- (3) 生命をとして職務を遂行し、そのため死亡し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合 5号給以内

(特別昇給月額の限度)

第16条 任命権者が第12条及び第14条の規定により昇給をさせるために短縮することができる期間の総月数は、各年度につき、12月に第12条に規定する特別昇給定数を乗じて得た月数の範囲内でなければならない。ただし、これにより難しい場合で、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(昇給日)

第10条 給与条例第4条第5項の人事委員会規則で定める日は、第14条又は第15条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

(勤務成績の証明)

第11条 給与条例第4条第5項の規定による昇給（第14条又は第15条に定めるところにより行うものを除く。第13条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(行政職給料表の6級以上の職員に相当する職員)

第12条 給与条例第4条第6項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる給料表の適用を受け、職員の区分に応じ、その職務の級が当該各号に定める級以上である職員とする。

- (1) 公安職給料表 7級

- (2) 教育職給料表(1) 3級
- (3) 教育職給料表(2) 3級
- (4) 研究職給料表 4級
- (5) 医療職給料表(1) 3級
- (6) 医療職給料表(2) 6級
- (7) 医療職給料表(3) 6級

(昇給区分及び昇給の号給数)

第13条 職員を給与条例第4条第5項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて昇給号給数表(別表第13)に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された職員は、昇給しない。

2 職員の昇給区分は、第11条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会が定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 人事委員会が定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。)

D

(2) 人事委員会が定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給

区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 各任命権者において、前3項の規定により職員をA又はBの昇給区分に決定し、昇給させる号給数の総数は、人事委員会が定める範囲内でなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会が定める職員にあっては、人事委員会が定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

7 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第9条第1項に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（表彰等による昇給）

第14条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会が定めるところにより、当該各号に定める日に、給与条例第4条第5項の規定による昇給をさせることができる。

(1) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第15条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の承認を得て、当該各号に定める日に、給与条例第4条第5項の規定による昇給をさせることができる。

(1) 公務のため死亡し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合（次号に該当する場合を除く。）

退職の日

(2) 生命をとして職務を遂行し、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合 退職の日

(3) 前2号との均衡上、特に必要があると人事委員会が認める場合 人事委員会が定める日

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第16条 第10条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

(昇給の特例)

第16条の2 昇給の実施に当たり、任命権者が特に必要と認める場合は、その計画についてあらかじめ人事委員会の承認を得て、この章に定める昇給と異なる取扱いをすることができる。

2 前項の昇給の実施に当たっては、個々の昇給について人事委員会の承認を得なければならない。

第5章 特別の場合における号給の決定(復職時等における号給の調整)

第17条 休職にされ、若しくは地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、外国派遣職員、公益法人等派遣職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をした職員が職務に復帰し、又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第15条若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第13条に

(復職時等における給料月額調整等)

第17条 休職にされ、若しくは専従許可を受けた職員が復職し、外国派遣職員、公益法人等派遣職員若しくは大学院修学休業をした職員が職務に復帰し、又は勤務時間条例第15条若しくは県費負担教職員勤務時間条例第13条に規定する病気休暇、無給休暇若しくは職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号。以下「職務専念特例規則」という。）第2条の表第7号の場合における義務免除若しくは県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第28号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合においては、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇若しくは義務免除の期間（以下「休職等

規定する病気休暇、勤務時間条例第17条及び県費負担教職員勤務時間条例第15条に規定する無給休暇若しくは職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号。以下「職務専念特例規則」という。）第2条の表第7号の場合における義務免除若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）第15条の表第28号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合においては、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇若しくは義務免除の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等調整換算表（別表第14）により換算して得た期間又は育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

の期間」という。）を休職期間等調整換算表（別表第12）により換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）以降のその者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

- 2 前項の休職等の期間は引き続き休職等の期間とし、休職等の期間の初日（休職等の期間中において昇給した者については、その昇給した日）を起算日として暦により月数及び日数を算出するものとする。
- 3 第1項の休職等の期間の換算は、次の各号に定めるところにより行なうものとする。
  - (1) 月数については、前項の規定により算出された月数に休職期間等調整換算表の引き続き勤務しない期間についての換算率を乗じて行ない、端数を生じた場合には、30日にその端数を乗じてこれを日に換算するものとする。
  - (2) 日数については、前項の規定により算出された日数に休職期間等調整換算表の引き続き勤務しない期間についての換算率を乗じて行ない、換算後の日数と前号によって算出された日数とは合算して30日をもって1月とし、合算後における1日に満たない端数は切り捨てるものとする。
- 4 第1項の規定の適用を受ける職員の給料月額の調整は、復職等の日に行なうものとし、調整期間と休職等の期間の初日前の勤務期間で昇給の対象となるものの期間とを合算（これらの期間中の1月未満の日数を合算するときは、30日をもって1月とする。）

2 外国派遣職員又は公益法人等派遣職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。

(外国派遣職員等の退職時の号給の調整)

第18条 外国派遣職員又は公益法人等派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

した期間（以下「是正期間」という。）を復職等の日の前日まで引き続き勤務したものとみなし、かつ、復職等の日を定期昇給又は枠外昇給の時期とみなして当該職員が復職等の日において現に受けている給料月額について昇給の規定を適用した場合、復職等の日に受けることとなる給料月額をもってその者の調整後の給料月額とする。

5 前項の規定を適用した場合において給料月額に異動を生じない者については、その者の復職等の日に受けている給料月額をその日に受けたものとした場合の当該給料月額について定められている昇給期間を、是正期間に相当する期間短縮することができる。

6 第4項の規定による調整後是正期間に余剰の生ずる者については、その者の調整後の給料月額について定められている昇給期間を、当該余剰の期間に相当する期間短縮することができる。

7 外国派遣職員又は公益法人等派遣職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における給料月額の調整等について、前項までの規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

第18条 職員のうち、現に受けている給料月額を調整される者で、前条に規定する調整を行うことが第10条第2項の規定によるよりも不利となる場合又は両者が同じ結果となる場合においては、前条に規定する調整は行わないものとする。

(外国派遣職員等の退職時の給料月額の調整)

第18条の2 外国派遣職員又は公益法人等派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第17条の規定に準じてその者の給料月額を調整することができる。

(昇給の時期)

第19条 給与条例第4条第6項又は第11条の規定による昇給の時期は、1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日とする。

2 第12条、第14条又は第15条の規定による昇給の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 第12条の規定による昇給 前項に定める昇給の時期
- (2) 第14条第1項の規定による昇給 人事委員会の承認を得た日又は同日後の直近の前項に定める昇給の時期
- (3) 第14条第2項の規定による昇給 昇格の日
- (4) 第15条の規定による昇給 退職の日

(特別昇給後の次期昇給)

第19条の2 第12条又は第14条の規定による昇給（以下この条において「特別昇給」という。）をした職員（55歳を超える職員を除く。次項において同じ。）については、当該特別昇給後の最初の昇給に係る昇給期間を当該特別昇給の直前の給料月額を受けていた期間を超えない期間の範囲内で短縮して、前条第1項に定める昇給の時期に直近上位の給料月額に昇給させることができる。

2 特別昇給をした職員が前項の規定による昇給前に再び特別昇給をしたときは、後に行われた特別昇給後の最初の昇給に係る昇給期間をそれぞれの特別昇給直前の給料月額を受けていた期間の合計の期間を超えない範囲内で短縮して、前条第1項に定める昇給の時期に直近上位の給料月額に昇給させることができる。

(承認の特例)

第20条 職員の昇給がこの章に定める規定に基づいて実施される場合においては、この章に特別の定めがある場合のほか、給与条例第4条第7項及び第8項ただし書に規定する人事委員会の承認を得たものとみなす。

(期間の通算)

第21条 職員の給料月額が第3条の2、第4条、第5条、第6条、第7条、第7条の2、第8条の4第1項から第4項まで、第8条の5第1項若しくは第2項、第9条又は第9条の2の規定により決定された場合における最初の昇給の昇給期間については、次に定める期間を通算することができる。

- (1) 第3条の2、第4条又は第5条の規定により

給料月額が決定された者のうち、当該給料月額の決定について、初任給基準表の試験区分欄の短大卒業程度の区分又は同表の学歴免許欄の短大卒の区分（人事委員会が定めるこれに相当する区分を含む。）の適用を受けた者（第3条の2の規定により職務の級の最低の号給となった者を除く。）については、その者の最初の昇給期間に対して6月

(1)の2 第3条の2、第4条又は第5条の規定により給料月額が決定された者のうち、学歴免許等の資格が特殊であること等により部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる者で人事委員会が定めるものについては、その者の最初の昇給期間に対して人事委員会の定める期間

(2) 第4条第2項若しくは第3項又は第5条第2項若しくは第3項の規定により給料月額が決定された場合で、これらの規定による給料月額の決定の際に除かれた端数のあるときは、その除かれた端数に相当する月数（以下「余剰期間」という。）を次表左欄の区分に応じ、同表右欄に定める期間。ただし、部局内の他の職員との均衡上必要があると認められる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間を合算した期間

余剰期間	短縮する期間
3月以上6月未満	3月
6月以上9月未満	6月
9月以上12月未満	9月

(3) 第4条第1項、第5条第1項、第6条、第7条の2、第8条の4第1項第5号、同条第2項第5号、同条第3項若しくは第4項又は第8条の5第2項の規定により給料月額が決定された場合で、部局内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(4) 第7条の規定により給料月額が決定された場合で、給料月額に異動のなかった場合においては採用直前の給料月額を受けていた期間に相当する期間。ただし、給料月額に異動のあった場合又は部局内の他の職員との均衡上必要があると認められる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(5) 第8条の4第1項第1号の規定により昇格後の給料月額が決定された場合で、その者の昇格し

た日の前日における給料月額が同号の規定により昇格した職務の級の最低の号給に決定されることとなる号給中最上位の号給であるときは、昇格した日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）

(6) 第8条の4第1項第2号若しくは第2項第2号又は第8条の5第1項第1号若しくは第2号の規定により昇格又は降格後の給料月額が決定された場合においては、昇格し、又は降格した日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格又は降格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）

(7) 第8条の4第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額が決定された場合（その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が2以上ある場合の1の号給であるときを除く。）においては、昇格した日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）

(8) 第8条の4第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額が決定された場合で、その者の昇格した日の前日における給料月額が当該各号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が2又は3ある場合の最上位の号給であるときは、昇格した日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）

(9) 第8条の4第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額が決定された場合で、その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が2ある場合（当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料

月額が3以上ある場合を除く。)の下位の号給であるときは、昇格した日の前日における号給を受けていた期間が6月を超える場合に限り、3月

(10) 第8条の4第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額が決定された場合で、その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が3ある場合(当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月額が4以上ある場合を除く。)の中位の号給であるときは、3月(昇格した日の前日における号給を受けていた期間が3月未満であるときは、その期間に相当する期間)

(10)の2 第8条の4第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額が決定された場合で、その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月額が4以上ある場合の最下位の号給以外の号給であるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(10)の3 第8条の4第1項第4号若しくは第5号若しくは第2項第4号若しくは第5号又は第8条の5第1項第3号若しくは同条第2項の規定により昇格又は降格後の給料月額が決定された場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(11) 第9条又は第9条の2の規定により給料月額が決定された場合においては、その給料月額を受けたものとみなされる日から異動の日の前日までの期間に相当する期間。ただし、第9条第2項第3号若しくは第4号の規定により給料月額が決定された場合又は第9条の2第2項の規定により第9条第2項第3号若しくは第4号の規定に準じて給料月額が決定された場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(12) 第1号から前号までの規定により期間を通算されることができる職員が、その予定の昇給の時期以前に昇格し、又は降格した場合においては、これらの規定により通算される期間(第7条の3の規定に該当して初任給を決定された場合には、

その初任給に通算される期間)を当該昇格又は降格の日の前日における号給又は給料月額を受けていた期間に加えた期間を当該昇格又は降格の日の前日における号給又は給料月額を受けていた期間とみなして第5号から第10号の3までの規定を適用した場合に得られる期間

(13) 警察官として新たに採用され県警察学校の初任科に入校した者については、新たに採用された日を入校した年の4月1日とみなし、その者の最初の昇給の昇給期間及び次の昇給の昇給期間に対してそれぞれ6月

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第19条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を人事委員会が定めるところにより上位の号給に決定することができる。

## 第5章 雑則

(給料の補正等)

第22条 この規則の定めない昇給期間の短縮又は昇給(以下「給料の補正」という。)については、その計画について、あらかじめ、人事委員会の承認を得なければならない。

2 給料の補正の実施に当たっては、個個について人事委員会の承認を得なければならない。

3 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その訂正(昇給期間の短縮を含む。)を将来にむかって行なうことができる。

(給料の補正)

第20条 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、その訂正を将来に向かつて行うことができる。

第23条から第29条まで 削除

## 第6章 雑則

(雑則)

第21条 略

別表第2 (第2条関係)

経験年数換算表

1 職員の経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
職員以外の者として本県に勤務した期間	略		
略			
前各項	略		
に掲げる期間中における休職の期間	上記以外の理由による休職の期間	略	
前各項に掲げる期間中における停職の期間	略		

注1 この表は、第2条第4号の規定により経験年数について職員以外の職にあった期間を換算することになっている者について適用する。ただし、休職又は停職の期間の換算は、職員として在職した期間についても適用する。

2～5 略

2 略

別表第4 (第3条の2関係)

行政職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学6卒		1級37号給
大学卒	大学卒業程度	1級25号給
短大卒	短大卒業程度	1級15号給
高校卒	高校卒業程度	1級5号給

別表第5 (第3条の2関係)

(雑則)

第30条 略

別表第2 (第2条関係)

経験年数換算表

1 職員の経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
職員及び準職員以外の者として本県に勤務した期間	略		
略			
前各号	略		
に掲げる期間中における休職又は待命の期間	上記以外の理由による休職並びに待命の期間	略	
前各号に掲げる期間中における停職の期間	略		

注1 この表は、第2条第1項第4号の規定により経験年数について職員及び準職員以外の職にあった期間を換算することになっている者について適用する。ただし、休職、待命又は停職の期間の換算は、職員として在職した期間についても適用する。

2～5 略

2 略

別表第4 (第3条の2関係)

行政職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学6卒		2級5号給
大学卒	大学卒業程度	2級2号給
短大卒	短大卒業程度	1級5号給
高校卒	高校卒業程度	1級3号給

別表第5 (第3条の2関係)

公安職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大 学 卒	大 学 卒 業 程 度	2 級13号給
高 校 卒	高 校 卒 業 程 度	1 級1号給

備考 部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

別表第6 (第3条の2関係)

教育職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許	初任給
教 頭	大学院博士課程修了	2 級29号給
	大学院修士課程修了	2 級13号給
	専門職学位課程修了	
	大 学 卒	2 級1号給
	短 大 卒	1 級11号給
教諭、養護教諭及び講師 (人事委員会 が定めるもの に限る。)	大学院博士課程修了	2 級29号給
	大学院修士課程修了	2 級13号給
	専門職学位課程修了	
	大 学 卒	2 級1号給
	短 大 卒	1 級11号給
講師、助教諭、 養護助教諭、 実習助手及び 寄宿舎指導員	大 学 卒	1 級21号給
	短 大 卒	1 級11号給
	高 校 卒	1 級1号給

別表第7 (第3条の2関係)

教育職給料表(2)初任給基準表

職 種	学歴免許	初任給
教 頭	大学院博士課程修了	2 級41号給
	大学院修士課程修了	2 級25号給
	専門職学位課程修了	
	大 学 卒	2 級13号給
	短 大 卒	2 級3号給
教諭、養護教諭及び講師 (人事委員会 が定めるもの に限る。)	大学院博士課程修了	2 級41号給
	大学院修士課程修了	2 級25号給
	専門職学位課程修了	
	大 学 卒	2 級13号給
	短 大 卒	2 級3号給
講師、助教諭 及び養護助教諭	大 学 卒	1 級21号給
	短 大 卒	1 級11号給
	高 校 卒	1 級1号給

公安職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大 学 卒	大 学 卒 業 程 度	2 級5号給
高 校 卒	高 校 卒 業 程 度	1 級2号給

別表第6 (第3条の2関係)

教育職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許	初任給
教 頭	大学院博士課程修了	2 級9号給
	大学院修士課程修了	2 級5号給
	専門職学位課程修了	
	大 学 卒	2 級2号給
	短 大 卒	1 級4号給
教諭、養護教諭及び講師 (人事委員会 が定めるもの に限る。)	大学院博士課程修了	2 級9号給
	大学院修士課程修了	2 級5号給
	専門職学位課程修了	
	大 学 卒	2 級2号給
	短 大 卒	1 級4号給
講師、助教諭、 養護助教諭、 実習助手及び 寄宿舎指導員	大 学 卒	1 級7号給
	短 大 卒	1 級4号給
	高 校 卒	1 級2号給

別表第7 (第3条の2関係)

教育職給料表(2)初任給基準表

職 種	学歴免許	初任給
教 頭	大学院博士課程修了	2 級12号給
	大学院修士課程修了	2 級8号給
	専門職学位課程修了	
	大 学 卒	2 級5号給
	短 大 卒	2 級2号給
教諭、養護教諭及び講師 (人事委員会 が定めるもの に限る。)	大学院博士課程修了	2 級12号給
	大学院修士課程修了	2 級8号給
	専門職学位課程修了	
	大 学 卒	2 級5号給
	短 大 卒	2 級2号給
講師、助教諭 及び養護助教諭	大 学 卒	1 級7号給
	短 大 卒	1 級4号給
	高 校 卒	1 級2号給

別表第8 (第3条の2関係)

研究職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学院博士課程修了 〔大学6卒後のものに限る。〕		1級61号給
大学院博士課程修了		1級53号給
大学院修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒		1級37号給
大学卒	大学卒業程度	1級25号給
短大卒	短大卒業程度	1級15号給

別表第9 (第3条の2関係)

医療職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許	初任給
医師及び歯科医師	大学院博士課程修了	1級33号給
	大学6卒	1級13号給

別表第10 (第3条の2関係)

医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	学歴免許	試験区分	初任給
薬 剤 師	大学卒		2級1号給
診療放射線技師	大学卒		2級1号給
	短大3卒		1級17号給
臨床検査技師	大学卒		2級1号給
	短大3卒		1級17号給
衛生検査技師	大学卒		2級1号給
	短大卒		1級11号給
理学療法士及び作業療法士	大学卒		2級1号給
	短大3卒		1級17号給
視能訓練士	大学卒		2級1号給
	短大3卒		1級17号給
言語聴覚士	大学卒		2級1号給
	短大3卒		1級17号給
歯科衛生士	短大卒		1級11号給
	高校専攻科卒		1級7号給

別表第8 (第3条の2関係)

研究職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学院博士課程修了 〔大学6卒後のものに限る。〕		1級17号給
大学院博士課程修了		1級15号給
大学院修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒		1級11号給
大学卒	大学卒業程度	1級8号給
短大卒	短大卒業程度	1級5号給

別表第9 (第3条の2関係)

医療職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許	初任給
医師及び歯科医師	大学院博士課程修了	1級10号給
医師	大学6卒	1級5号給

別表第10 (第3条の2関係)

医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	学歴免許	試験区分	初任給
薬 剤 師	大学卒		2級2号給
診療放射線技師	大学卒		2級2号給
	短大3卒		1級6号給
臨床検査技師	大学卒		2級2号給
	短大3卒		1級6号給
衛生検査技師	大学卒		2級2号給
	短大卒		1級4号給
理学療法士及び作業療法士	大学卒		2級2号給
	短大3卒		1級6号給
視能訓練士	大学卒		2級2号給
	短大3卒		1級6号給
言語聴覚士	大学卒		2級2号給
	短大3卒		1級6号給
歯科衛生士	短大卒		1級4号給
	高校専攻科卒		1級3号給

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師	短大3卒		1級17号給
	短大2卒		1級11号給
	高校卒		1級1号給
	高校2卒		1級1号給
そ の 他	大学6卒		2級13号給
	大学卒	大学卒業程度	2級1号給
	短大卒	短大卒業程度	1級11号給
	高校卒	高校卒業程度	1級1号給

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師	短大3卒		1級6号給
	短大2卒		1級4号給
	高校卒		1級2号給
	高校2卒		1級2号給
そ の 他	大学6卒		2級5号給
	大学卒	大学卒業程度	2級2号給
	短大卒	短大卒業程度	1級4号給
	高校卒	高校卒業程度	1級2号給

別表第11 (第3条の2関係)

医療職給料表(3)初任給基準表

職 種	学歴免許	初任給
助 産 師	大 学 卒	2級11号給
	短 大 3 卒	2級5号給
看 護 師	短 大 3 卒	2級5号給
	短 大 2 卒	2級1号給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1級1号給

別表第11 (第3条の2関係)

医療職給料表(3)初任給基準表

職 種	学歴免許	初任給
助 産 師	大 学 卒	2級4号給
	短 大 3 卒	2級3号給
看 護 師	短 大 3 卒	2級3号給
	短 大 2 卒	2級2号給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1級2号給

別表第12 (第17条関係)

休職期間等調整換算表

休職等の期間	換算率
公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職及び職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号。以下「休職事由条例」という。)第2条各号の規定に該当する休職(人事委員会の定めるものに限る。)、外国派遣職員又は公益法人等派遣職員の派遣、大学院修学休業並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。)第15条の表第1号及び県費負担教職員勤務時間規則第14条の表第1号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇の期間	3分の3以内
略	

別表第12 (第17条関係)

休職期間等調整換算表

休職等の期間	換算率
公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職及び職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号。以下「休職事由条例」という。)第2条各号の規定に該当する休職(人事委員会の定めるものに限る。)、外国派遣職員又は公益法人等派遣職員の派遣、大学院修学休業並びに勤務時間規則第15条の表第1号及び県費負担教職員勤務時間規則第14条の表第1号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇の期間	3分の3以内
略	

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3の2及び別表第3の3を次のように改める。

別表第3の2 (第2条の4関係)

行政職給料表級別資格基準表

試 験		職務の級 学歴免許	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級	
			0	3	3	6	4	7	4	11	2	13	2	15	4	19	3	22	3	25
正 規 の 試 験	大学卒業程度	大学卒	0	3	3	4	7	4	11	2	13	2	15	4	19	3	22	3	25	
	短大卒業程度	短大卒	0	5.5	6	4	10	4	14	2	16	2	18	4	22	3	25	3	28	
	高校卒業程度	高校卒	0	8	8	4	12	4	16	2	18	2	20	4	24	3	27	3	30	
そ の 他		中学卒	3	9	12	4	16	4	20	2	22	2	24	4	28	3	31	3	34	

備考

- 1 試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。
- 2 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」は職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示し、「短大卒業程度」は職員採用試験（短大卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示し、「高校卒業程度」は職員採用試験（高校卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示す。

別表第3の3 (第2条の4関係)

公安職給料表級別資格基準表

試 験		職務の級 学歴免許	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級	
			0	2	2	3	3	5	5	10	6	16	2	18	2	20	2	22	3	25
正 規 の 試 験	大学卒業程度	大学卒			0	1	1	4	5	6	11	2	13	2	15	2	17	3	20	
	高校卒業程度	高校卒	0	2	2	3	5	5	10	6	16	2	18	2	20	2	22	3	25	
そ の 他		中学卒	4	2	6	3	9	5	14	6	20	2	22	2	24	2	26	3	29	

備考

- 1 試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。
- 2 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」は警察官採用試験（大学卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示し、「高校卒業程度」は警察官採用試験（高校卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示す。

別表第13及び別表第14を削り、別表第12を別表第14とし、別表第11の次に次の2表を加える。

別表第12 (第8条の4関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	14
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15
38	6	22	22	30	30	23	25	15
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16

42	10	26	26	34	34	25	27	
43	11	27	27	35	35	26	28	
44	12	28	28	36	36	26	28	
45	13	29	29	37	37	27	29	
46	14	30	30	38	38	27	29	
47	15	31	31	39	39	28	30	
48	16	32	32	40	40	28	30	
49	17	33	33	41	41	29	31	
50	18	34	34	42	41	29	31	
51	19	35	35	43	42	29	32	
52	20	36	36	44	42	30	32	
53	21	37	37	45	43	30	33	
54	22	38	38	46	43	30		
55	23	39	39	47	44	31		
56	24	40	40	48	44	31		
57	25	41	41	49	45	31		
58	25	41	42	50	45	32		
59	26	42	43	51	46	32		
60	26	42	44	52	46	32		
61	27	43	45	53	47	33		
62	27	43	45	54	47	33		
63	28	44	45	55	48	34		
64	28	44	46	56	48	34		
65	29	45	46	57	49	35		
66	29	45	46	58	49	35		
67	30	46	47	59	50	36		
68	30	46	47	60	50	36		
69	31	47	47	61	51	37		
70	31	47	48	62	51	37		
71	32	48	48	63	52	38		
72	32	48	48	64	52	38		
73	33	49	49	65	53	39		
74	33	49	49	66	54			
75	34	49	49	67	55			
76	34	49	50	68	56			
77	35	50	50	69	57			
78	35	50	50	70	58			
79	36	50	51	71	59			
80	36	50	51	72	60			
81	37	51	51	73	61			
82	37	51	52	74	62			
83	38	51	52	75	63			
84	38	51	52	76	64			

85	39	52	53	77	65			
86	39	52	53	78				
87	40	52	53	79				
88	40	52	53	80				
89	41	53	54	81				
90	41	53	54	82				
91	42	53	54	83				
92	42	53	54	84				
93	43	53	55	85				
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	56					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	57					
102		55	57					
103		55	58					
104		56	58					
105		56	59					
106		56	59					
107		56	60					
108		56	60					
109		57	61					
110		57	61					
111		57	61					
112		57	62					
113		58	62					
114		58	62					
115		58	63					
116		58	63					
117		59	63					
118		59						
119		59						
120		59						
121		60						
122		60						
123		60						
124		60						
125		61						

イ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29

42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	31
48	40	36	32	24	40	40	36	31
49	41	37	33	25	41	41	37	31
50	42	38	34	26	42	42	38	32
51	43	39	35	27	43	43	39	32
52	44	40	36	28	44	44	40	32
53	45	41	37	29	45	45	41	33
54	46	42	38	30	46	46	42	33
55	47	43	39	31	47	47	43	34
56	48	44	40	32	48	48	44	34
57	49	45	41	33	49	49	45	35
58	50	46	42	34	50	49	46	
59	51	47	43	35	51	49	47	
60	52	48	44	36	52	50	48	
61	53	49	45	37	53	50	49	
62	54	50	46	38	54	50	50	
63	55	51	47	39	55	51	51	
64	56	52	48	40	56	51	52	
65	57	53	49	41	57	51	53	
66	58	54	50	42	58	52	53	
67	59	55	51	43	59	52	54	
68	60	56	52	44	60	52	54	
69	61	57	53	45	61	53	55	
70	62	58	54	45	62	54	55	
71	63	59	55	46	63	55	56	
72	64	60	56	46	64	56	56	
73	65	61	57	47	65	57	57	
74	66	62	58	47	66	58		
75	67	63	59	48	67	59		
76	68	64	60	48	68	60		
77	69	65	61	49	69	61		
78	70	66	62	50	70	62		
79	71	67	63	51	71	63		
80	72	68	64	52	72	64		
81	73	69	65	53	73	65		
82	74	70	66	54	74	65		
83	75	71	67	55	75	66		
84	76	72	68	56	76	66		

85	77	73	69	57	77	67		
86	78	74	69	57				
87	79	75	70	58				
88	80	76	70	58				
89	81	77	71	59				
90	81	78	71	59				
91	82	79	72	60				
92	82	80	72	60				
93	83	81	73	61				
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	90	82	64				
103	91	91	83	64				
104	92	92	84	64				
105	93	93	85	65				
106	93	93	86	66				
107	94	94	87	67				
108	94	94	88	68				
109	95	95	89	69				
110	95	95	89	70				
111	96	96	90	71				
112	96	96	90	72				
113	97	97	91	73				
114	97	98	91	73				
115	98	99	92	74				
116	98	100	92	74				
117	99	101	93	75				
118	99	101	94	75				
119	100	101	95	76				
120	100	102	96	76				
121	101	102	97	77				
122	101	102	98	78				
123	102	103	99	79				
124	102	103	100	80				
125	103	103	101	81				
126		104	101					
127		104	102					

128		104	102				
129		105	103				
130		105	103				
131		106	104				
132		106	104				
133		107	105				
134		107	106				
135		108	107				
136		108	108				
137		109	109				
138		109	110				
139		109	111				
140		110	112				
141		110	113				
142		110	114				
143		111	115				
144		111	116				
145		111	117				

## ウ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1

22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10
51	31	1	11
52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	14
55	34	3	15
56	34	4	16
57	35	5	17
58	35	6	18
59	36	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24

65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	37
79	48	27	38
80	48	28	38
81	49	29	39
82	49	30	39
83	49	31	40
84	50	32	40
85	50	33	41
86	50	34	42
87	51	35	43
88	51	36	44
89	51	37	45
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	58	50	
104	58	50	
105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	

108	60	52	
109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		

151	68		
152	68		
153	69		

エ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1

37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1
51	42	3	1
52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16
73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21
78	57	30	22
79	58	31	23

80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	31
95	64	47	32
96	64	48	32
97	65	49	33
98	65	50	33
99	65	51	34
100	65	52	34
101	66	53	35
102	66	54	35
103	66	55	36
104	66	56	36
105	67	57	37
106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	
116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	
120	70	68	
121	71	69	
122	71	69	

123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	
132		74	
133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	
138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	

## オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1

13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	29	21
47	23	15	30	22
48	24	16	30	22
49	25	17	31	23
50	25	17	31	23
51	26	18	32	24
52	26	18	32	24
53	27	19	33	25
54	27	19	34	25
55	28	20	35	26

56	28	20	36	26
57	29	21	37	27
58	30	21	37	27
59	31	22	38	28
60	32	22	38	28
61	33	23	39	29
62	33	23	39	29
63	34	24	40	29
64	34	24	40	30
65	35	25	41	30
66	35	25	41	30
67	36	26	41	31
68	36	26	42	31
69	37	27	42	31
70	37	27	42	32
71	38	28	43	32
72	38	28	43	32
73	39	29	43	33
74	39	29	44	33
75	40	30	44	33
76	40	30	44	34
77	41	31	45	34
78	41	31	45	34
79	42	32	46	35
80	42	32	46	35
81	43	33	47	35
82	43	33	47	
83	44	33	48	
84	44	34	48	
85	45	34	49	
86	46	34	49	
87	47	35	50	
88	48	35	50	
89	49	35	51	
90	49	36	51	
91	50	36	52	
92	50	36	52	
93	51	37	53	
94	51	37	53	
95	52	37	53	
96	52	38	54	
97	53	38	54	
98	54	38	54	

99	55	39	55	
100	56	39	55	
101	57	39	55	
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	41		
106	59	41		
107	60	41		
108	60	42		
109	61	42		
110	61	42		
111	61	43		
112	62	43		
113	62	43		
114	62	44		
115	63	44		
116	63	44		
117	63	45		
118	64	45		
119	64	46		
120	64	46		
121	65	47		

カ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1

17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26
51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35

60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	
83		49	
84		50	
85		50	

キ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1

14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	26
49	29	33	37	33	33	26
50	29	34	38	33	33	26
51	30	35	39	34	34	27
52	30	36	40	34	34	27
53	31	37	41	35	35	27
54	31	38	42	35	35	28
55	32	39	43	36	36	28
56	32	40	44	36	36	28

57	33	41	45	37	37	29
58	34	42	46	38	37	29
59	35	43	47	39	37	30
60	36	44	48	40	38	30
61	37	45	49	41	38	31
62	37	46	50	41	38	31
63	38	47	51	41	39	32
64	38	48	52	42	39	32
65	39	49	53	42	39	33
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	41	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	42	
72	42	54	60	44	42	
73	43	55	61	45	43	
74	43	55	61	45	43	
75	44	56	62	45	44	
76	44	56	62	45	44	
77	45	57	63	46	45	
78	45	57	63	46	45	
79	45	58	64	46	46	
80	46	58	64	46	46	
81	46	59	65	47	47	
82	46	59	65	47	47	
83	47	60	66	47	48	
84	47	60	66	47	48	
85	47	61	67	48	49	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	49		
90		62	70	49		
91		62	71	49		
92		62	72	50		
93		62	73	50		
94		62	73	50		
95		63	74	51		
96		63	74	51		
97		63	75	51		
98		63	75	52		
99		63	76	52		

100		64	76	52		
101		64	77	53		
102		64	77	53		
103		64	78	54		
104		64	78	54		
105		65	79	55		
106			79	55		
107			80	56		
108			80	56		
109			81	57		
110			81			
111			82			
112			82			
113			83			
114			83			
115			84			
116			84			
117			85			
118			86			
119			87			
120			88			
121			89			
122			90			
123			91			
124			92			
125			93			

## ク 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1

14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40

57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	43	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	44	
83	66	59	71	62	44	
84	66	60	72	62	44	
85	67	61	73	63	45	
86	67	62	74	63	45	
87	68	63	75	64	45	
88	68	64	76	64	46	
89	69	65	77	65	46	
90	70	66	78	65	46	
91	71	67	79	66	47	
92	72	68	80	66	47	
93	73	69	81	67	47	
94	74	70	82	67		
95	75	71	83	68		
96	76	72	84	68		
97	77	73	85	69		
98	77	74	85	70		
99	78	75	86	71		

100	78	76	86	72		
101	79	77	87	73		
102	79	78	87	73		
103	80	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	82	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	83	83	95	79		
112	83	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	84	84	98			
115	84	84	99			
116	84	84	100			
117	85	85	101			
118	85	85	101			
119	85	85	102			
120	85	86	102			
121	86	86	103			
122	86	86	103			
123	86	87	104			
124	86	87	104			
125	87	87	105			
126	87	88	106			
127	87	88	107			
128	87	88	108			
129	88	89	109			
130	88	89				
131	88	89				
132	88	90				
133	89	90				
134	89	90				
135	89	91				
136	90	91				
137	90	91				
138	90	92				
139	91	92				
140	91	92				
141	91	93				
142	92	93				

143	92	93			
144	92	94			
145	93	94			
146	93	94			
147	93	95			
148	93	95			
149	94	95			
150	94	96			
151	94	96			
152	94	96			
153	95	97			
154	95	97			
155	95	98			
156	95	98			
157	96	99			

## 別表第13 (第13条関係)

## 昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	7号給以上	6号給又は5号給	3号給	2号給
	8号給以上	6号給	4号給	2号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給

備考 この表に定める上段の号給数は給与条例第4条第7項の規定の適用を受ける職員（以下この備考において「昇給抑制職員」という。）以外の職員のうち行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は第12条各号に掲げる職員（以下この備考において「特定職員」という。）に、中段の号給数は昇給抑制職員以外の職員のうち特定職員以外の職員に、下段の号給数は昇給抑制職員に適用する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(改正条例附則第2条適用職員の在級年数等に関する経過措置)

第2条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第2条の規定によりその者の平成18年4月1日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた職員（次条において「改正条例附則第2条適用職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）別表第3の2から別表第3の9までの級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この条において「旧級」という。）が行政職給料表の2級若しくは5級又は公安職給料表の5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

第3条 改正条例附則第2条適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（切替日から

平成19年3月31日までの間における新規第8条の規定によるものに限る。)については、同条第2項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、行政職給料表の2級若しくは5級又は公安職給料表の5級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)附則第2条の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

第4条 切替日に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規第8条の4又は第8条の5の規定を適用する。

(平成19年1月1日までの間における職員の昇給の特例)

第5条 平成19年1月1日までの間における新規第13条第3項第1号及び第6項の規定の適用については、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第6項中「前年の昇給日後に新たに職員となった者」とあるのは「平成19年1月1日における職員」と、「その者の新たに職員となった日」とあるのは「平成18年4月1日(同日後新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)」とする。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第6条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(昭和36年鳥取県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>2 昭和36年3月31日以前において改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に規定する期限付職員であった者の同年3月31日以前の期限付職員としての期間は、準職員としての期間とみなしてこの規則を適用する。</u></p>

第7条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

1及び2 略

1及び2 略

(経過措置等)

3 平成2年4月1日以後に新たに職員となり、職員の給与に関する条例及び特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成2年12月鳥取県条例第25号）附則別表に定める職務の級その他人事委員会の定める職務の級に決定された者のうち、その者の号給の決定についてこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条又は第5条の規定の適用を受けることとなる職員で、新たに職員となった日（以下「採用日」という。）の前日から、改正後の規則第4条又は第5条の規定による号給の号数から改正後の規則第3条の2本文の規定による号給（改正後の規則第4条第1項及び第5条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給並びに改正後の規則第4条第2項及び第5条第2項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることとされている号給を除く。）の号数を差し引いた数の年数（以下「調整年数」という。）をさかのぼった日が平成2年4月1日前となるものの採用日における号給は、改正後の規則第4条又は第5条の規定にかかわらず、採用日の前日から調整年数をさかのぼった日（人事委員会の定める場合にあっては、人事委員会の定める日。以下「採用されたとみなす日」という。）に、採用日において決定された職務の級と同一の職務の級に決定され、かつ、引き続き在職したものとみなして、採用されたとみなす日における職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条の2本文の規定による号給（同規則第4条第1項及び第5条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給並びに同規則第4条第2項及び第5条第2項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることとされている号給を除くものとし、人事委員会の定める場合にあっては、人事委員会の定める号給とする。）を基礎として、昇給、給料の切替え等の規定を適用した場合に採用日に受けることとなる号給（以下「特例号給」という。）とする。ただし、特例号給が改正後の規則第4条又は第5条の規定による号給より2号給下位となる者の採用日における号給は、特例号給の1号給上位の号給とする。

- 4 前項本文の規定により号給を定められることとなる職員のうち、同項の規定の適用上特例号給を受けることとなったとみなすことのできる日が採用日前となる職員にあっては、採用日後の最初の昇給に係る昇給期間を当該みなすことのできる日から採用日の前日までの期間に相当する期間短縮することができる。
- 5 附則第3項の規定により号給を定められることとなる職員については、改正後の規則第21条第1号から第3号まで及び第13号の規定は適用しない。
- 6 改正後の規則第8条の6、第10条の2、第13条、別表第2及び別表第12の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後の通勤による負傷又は疾病による休職並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和31年12月鳥取県人事委員会規則第20号）第3条第10号の2の規定による義務免除（通勤による負傷又は疾病によるものに限る。）及び県費負担教職員の休暇に関する規則（昭和31年12月鳥取県人事委員会規則第19号）第4条第12号の2の規定による特別休暇（通勤による負傷又は疾病によるものに限る。）の期間（以下「休職等の期間」という。）について適用し、同日前の休職等の期間については、なお従前の例による。

第8条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成8年鳥取県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第9及び別表第14の規定は、平成8年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則 (<u>施行期日等</u>)</p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第9及び別表第14の規定は、平成8年4月1日から適用する。</u></p>

(初任給に関する特例)

- 2 平成8年4月1日以後に新たに職員となり、給料月額決定について改正後の規則第3条の2本文の規定の適用を受けることとなる者のうち、同条本文の規定による号給(改正後の規則第4条第1項及び第5条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給並びに改正後の規則第4条第2項及び第5条第2項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることとされている号給を除く。以下この項及び次項において「基礎号給」という。)が附則別表第1の基礎号給欄に掲げる号給となる職員の新たに職員となった日(次項及び附則第4項において「採用日」という。)における給料月額は、改正後の規則第3条の2本文の規定にかかわらず、基礎号給に対応する同表の採用時期欄に定める期間、同表の基礎号給欄に掲げる号給の区分及び採用時期欄に掲げる期間の区分に対応する同表の初任給欄に定める号給とする。この場合において、当該号給からの最初の昇給の予定の時期は、その者の基礎号給に応じて、附則別表第2の採用時期欄に掲げる期間の区分に対応する同表の昇給予定時期欄に定める時期とする。
- 3 平成8年4月1日以後に新たに職員となり、附則別表第3に掲げる職務の級に決定された者のうち、その者の給料月額の決定について改正後の規則第4条及び第5条の規定の適用を受けることとなる職員で次の各号に掲げるものの採用日における給料月額は、改正後の規則第4条及び第5条の規定にかかわらず、採用日の前日から、改正後の規則第4条及び第5条の規定による号給の号数から基礎号給の号数を差し引いた数の年数(以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日(人事委員会の定める場合にあつては、人事委員会の定める日。以下この項において「採用されたとみなす日」という。)に、採用日において決定された職務の級と同一の職務の級に決定され、かつ、引き続き在職したものとみなして、当該各号に定める号給を基礎として、昇給、給料の切替え等の規定を適用した場合に採用日に受けることとなる号給又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成8年12月鳥取県条例第22号。附則第6項において「改正条例」という。)附則別表のアからエまでの表(附則第7項及び第10項において「切替表」という。)の暫定給料月額欄

に定める給料月額（以下「暫定給料月額」という。）とする。

(1) 採用されたとみなす日が平成8年4月1日前となる職員 採用されたとみなす日における職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条の2本文の規定による号給（同規則第4条第1項及び第5条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給並びに改正後の規則第4条第2項及び第5条第2項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることとされている号給を除くものとし、採用日の前日から調整年数をさかのぼった日が人事委員会の定める日以前となる職員にあっては、人事委員会の定める号給とする。）

(2) 基礎号給が附則別表第1の基礎号給欄に掲げる号給となる職員のうち、採用されたとみなす日が基礎号給に対応する同表の採用時期欄に定める期間内にある職員 採用されたとみなす日に新たに職員となったものとみなして前項の規定を適用した場合に得られる号給

4 前項の規定により給料月額を決定されることとなる職員のうち、同項の規定の適用上採用日に受けることとなる号給を受ることとなったとみなすことのできる日が採用日前となる職員については、採用日後の最初の昇給に係る昇給期間を当該みなすことのできる日から採用日の前日までの期間に相当する期間短縮することができる。

5 附則第2項又は第3項の規定により給料月額を決定されることとなる職員については、改正後の規則第21条第1号から第2号までの規定は適用しない。  
(改正条例附則第8項の規定の適用を受ける職員の昇格又は降格の特例)

6 改正条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する改正後の規則第8条の4又は第8条の5の規定の適用については、昇格又は降格の日の前日において同項の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる給料月額を同日において受けていたものとみなす。

(暫定給料月額を受ける職員の昇格又は降格の場合の給料月額の特例等)

7 暫定給料月額を受ける職員を昇格させ、又は降格させた場合（改正後の規則第9条第1項に規定する異動をしたことにより昇格させ、又は降格させた場

合を除く。)におけるその者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額とする。

(1) 当該昇格の直前に受けていた暫定給料月額に対応する切替表の新号給欄に定める号給(以下「新号給」という。)が昇格した職務の級の最低の号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)に達しない号給である場合  
昇格した職務の級の最低の号給

(2) 当該昇格又は降格の直前に受けていた暫定給料月額に対応する新号給を当該昇格又は降格の日の前日に受けていたものとみなして改正後の規則第8条の4又は第8条の5の規定を適用した場合に得られる号給(以下この項において「みなし号給」という。)が切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある新号給である場合(前号に該当する場合を除く。) みなし号給に対応する暫定給料月額(当該昇格又は降格がなかったものとした場合に当該昇格又は降格の日の前の暫定給料月額を受けることがなくなる日以後にあつては、みなし号給)

(3) みなし号給が切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある新号給以外の新号給である場合(第1号に該当する場合を除く。) みなし号給

8 前項第3号の規定により昇格又は降格後の号給を決定された職員の当該昇格又は降格後の最初の昇給に係る昇給期間は、当該昇格又は降格がなかったものとした場合に当該昇格又は降格の日以後暫定給料月額を受けることとなる期間に相当する期間を加えた期間とする。

9 暫定給料月額を受けることがなくなった日に昇格し、又は降格した職員(改正後の規則第9条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員を除く。)に対する改正後の規則第8条の4又は第8条の5の規定の適用については、当該昇格又は降格の日の前日に受けていた暫定給料月額に対応する新号給を同日において受けていたものとみなす。

(暫定給料月額を受ける職員の特別昇給の特例等)

10 暫定給料月額を受ける職員に対する改正後の規則第12条第1項又は第14条の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額をこれらの規定による昇給(以下この項及び

次項において「特別昇給」という。)の直前の給料月額の直近上位の給料月額とみなす。

(1) 特別昇給の直前に受けていた暫定給料月額に対応する新号給の1号給上位の号給(以下「1号給上位号給」という。)が切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある新号給である場合 1号給上位号給に対応する暫定給料月額(当該特別昇給がなかったものとした場合に特別昇給の日前の暫定給料月額を受けることがなくなる日以後にあっては、1号給上位号給)

(2) 1号給上位号給が切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある新号給以外の新号給である場合 1号給上位号給

11 前項第2号の規定により1号給上位号給を特別昇給の直前の給料月額直近上位の給料月額とされた職員の当該特別昇給後の最初の昇給に係る昇給期間は、当該特別昇給がなかったものとした場合に当該特別昇給の日以後暫定給料月額を受けることとなる期間に相当する期間を加えた期間とする。

12 前2項の規定は、暫定給料月額を受ける職員を改正後の規則第15条の規定により昇給させる場合について準用する。この場合において、同条の規定により1号給上位号給を超える号給に昇給させるときは、それぞれ直近上位の給料月額への昇給が順次行われるものとして取り扱うものとする。

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則附則第8項の規定の適用の読替え)

13 平成8年4月1日から同年12月31日までの間、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成4年3月鳥取県人事委員会規則第8号)附則第8項中「号給」とあるのは「号給又は給料月額とされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成8年12月鳥取県条例第22号)附則別表のアからエまでの表の暫定給料月額欄に定める額」とする。

(期間の通算)

14 平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間に新たに職員となった者のうち、改正後の規則別表第9医師及び歯科医師の新大6卒の項の適用を受けるものについては、その者の最初の昇給期間に対して3月を通算するものとする。

(雑則)

15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、こ

の規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第1 (附則第2項、附則第3項関係)

給料表	基礎号給	採用時期	初任給
教育職給料表(1)	2級9号給	平成8年4月1日から平成10年3月31日まで	2級8号給
教育職給料表(2)	2級12号給	平成8年4月1日から平成10年3月31日まで	2級11号給
医療職給料表(1)	1級10号給	平成8年4月1日から平成11年3月31日まで	1級9号給

備考

この表の適用を受ける職員のうち、この表による場合には部局内の他の職員との均衡を失すると認められる人事委員会の定める職員に対するこの表の適用については、人事委員会が別に定める。

附則別表第2 (附則第2項関係)

給料表 基礎号給	教育職給料表(1)	教育職給料表(2)	医療職給料表(1)
	2級9号給	2級12号給	1級10号給
採用時期	昇給予定時期	昇給予定時期	昇給予定時期
平成8年4月1日から平成8年6月30日まで	平成8年10月1日	平成8年10月1日	平成9年1月1日
平成8年7月1日から平成8年9月30日まで	平成9年1月1日	平成9年1月1日	平成9年4月1日
平成8年10月1日から平成8年12月31日まで	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成9年7月1日
平成9年1月1日から平成9年3月31日まで	平成9年7月1日	平成9年7月1日	平成9年10月1日
平成9年4月1日から平成9年6月30日まで	平成9年7月1日	平成9年7月1日	平成9年10月1日
平成9年7月1日から平成9年9月30日まで	平成9年10月1日	平成9年10月1日	平成10年1月1日
平成9年10月1日から平成9年12月31日まで	平成10年1月1日	平成10年1月1日	平成10年4月1日
平成10年1月1日から平成10年3月31日まで	平成10年4月1日	平成10年4月1日	平成10年7月1日
平成10年4月1日から平成10年6月30日まで			平成10年7月1日
平成10年7月1日から			平成10年

平成10年9月30日まで		10月1日
平成10年10月1日から 平成10年12月31日まで		平成11年 1月1日
平成11年1月1日から 平成11年3月31日まで		平成11年 4月1日

## 備考

この表の適用を受ける職員のうち、この表による場合には部局内の他の職員との均衡を失すると認められる人事委員会の定める職員に対するこの表の適用については、人事委員会が別に定める。

## 附則別表第3（附則第3項関係）

給 料 表	職務の級
教育職給料表(1)	2級
教育職給料表(2)	2級
医療職給料表(1)	1級

第9条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第45号。以下「改正条例」という。）附則第2項（改正条例附則第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定によりその昇給についてなお従前の例によることとされた職員に係る改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）第13条第11号、第19条の2第1項及び第21条第9号の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 改正条例附則第3項本文（改正条例附則第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により昇給させることができることとされた職員に係る新規則第13条第11号及び第19条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「55歳</p>

を超える職員」とあるのは、「職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第  
45号）附則第3項本文（同条例附則第4項の規定に  
よりその例によることとされる場合を含む。）の規  
定による昇格をした職員」とする。

（改正条例附則第3項ただし書の人事委員会規則で定  
める職員）

4 改正条例附則第3項ただし書の人事委員会規則で  
定める職員は、同項本文に規定する異動の後の給料  
月額を新規則第9条第2項、第9条の2第2項又は  
第22条第3項の規定により決定する際の計算の過程  
において改正条例附則第3項本文の規定による昇給  
をしたこととされたものその他人事委員会の定める  
職員とする。

（改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める職員）

5 改正条例附則第4項の改正条例附則第2項に定め  
る職員との権衡上必要があると認められる職員とし  
て人事委員会規則で定めるものは、職員の給与に関  
する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第9条の4  
第2項に規定する国家公務員等から引き続き給料表  
の適用を受ける職員となった者（以下「旧国家公務  
員等」という。）のうち、改正条例附則第2項に規  
定する基準日（以下「基準日」という。）において  
53歳を超え58歳を超えていないものとする。

6 改正条例附則第4項の改正条例附則第3項本文に  
定める職員との権衡上必要があると認められる職員  
として人事委員会規則で定めるものは、旧国家公務  
員等のうち、基準日において50歳を超え53歳を超え  
ていないものとする。

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第10条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（平成15年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この規則は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第1条中職員の初任給、昇格、昇給等の基準</p>

この規則は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第1条中職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第5の改正は、同年4月1日から施行する。

に関する規則別表第5の改正及び次項から附則第5項までの規定は、同年4月1日から施行する。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 平成15年4月1日以後に新たに職員となり、公安職給料表に定める職務の級2級に決定された者(第1条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の初任給規則」という。)別表第5の試験区分欄の大学卒業程度の区分の適用を受けた職員に限る。附則第5項において「新職員」という。)のうち、その者の号給の決定について改正後の初任給規則第4条又は第5条の規定の適用を受けることとなる職員で、新たに職員となった日(以下「採用日」という。)の前日から、改正後の初任給規則第4条又は第5条の規定による号給の号数から改正後の初任給規則第3条の2本文の規定による号給の号数を減じた数の年数(以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が同月1日前となるものの採用日における号給は、改正後の初任給規則第4条又は第5条の規定にかかわらず、採用日の前日から調整年数をさかのぼった日(人事委員会の定める場合にあっては、人事委員会の定める日)に採用され、同日から引き続き在職したものとみなして、同日における職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条の2本文の規定による号給(人事委員会の定める場合にあっては、人事委員会の定める号給)を基礎として昇給等の規定(附則第5項の規定を含む。)を適用した場合に採用日に受けることとなる号給(次項において「特例号給」という。)とする。

3 前項の規定により号給を定められることとなる職員のうち、同項の規定の適用上特例号給を受けるとなったとみなされる日が採用日前となる職員については、採用日後の最初の昇給に係る昇給期間を当該みなされる日から採用日の前日までの期間に相当する期間短縮することができる。

4 附則第2項の規定により号給を定められることとなる職員については、改正後の初任給規則第21条第1号の2から第3号まで及び第13号の規定は、適用

しない。

5 任命権者は、新職員との均衡上必要があると認めるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、平成15年4月1日前から引き続き在職する職員を昇格させ、若しくは昇給させ、又は当該職員に係る昇給期間の短縮をすることができる。

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

第11条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(30) 略</p> <p>(31) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）第3条第1項第2号、同条第2項、第7条、第7条の2、<u>第16条の2又は第20条の規定による承認</u>をすること。</p> <p>(32)～(38) 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(30) 略</p> <p>(31) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）第3条第1項第2号、同条第2項、第7条、第7条の2、<u>第21条第2号から第4号まで又は第22条の規定による承認</u>をすること。</p> <p>(32)～(38) 略</p>

(人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部改正)

第12条 人事委員会の事務の専決及び代決規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務局長専決事項	次長専決事項	課長専決事項	事務局長専決事項	次長専決事項	課長専決事項
(1)～(9) 略	略		(1)～(9) 略	略	
(10) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長補佐及びこれに相当			(10) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長補佐及びこれに相当		

する職以下の職又はこれらと同等とみなされる他の給料表の適用を受ける職に採用しようとする者について、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）第3条第1項第2号、同条第2項、第7条又は第7条の2の規定による承認

- (11) 初任給規則第20条の規定による承認  
(12)及び(13) 略

する職以下の職又はこれらと同等とみなされる他の給料表の適用を受ける職に採用しようとする者について、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年10月鳥取県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）第3条第1項第2号、同条第2項、第7条、第7条の2又は第21条第2号から第4号までの規定による承認

- (11) 初任給規則第22条第3項の規定による承認  
(12)及び(13) 略

（任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正）

第13条 任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般任期付職員の給料月額決定等の特例）</p> <p>第7条 新たに一般任期付職員となった者の給料月額は、採用の日の前日から級別資格基準表を適用する場合における当該一般任期付職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において初任給基準表（初任給規則第3条の2に規定する初任給基準表をいう。以下同じ。）を適用して得られる初任給（前条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし、かつ、部局内の他の職員との権衡を考慮して昇格、昇給等に係る規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる給料月額の範囲内で決定することができる。</p>	<p>（一般任期付職員の給料月額決定等の特例）</p> <p>第7条 新たに一般任期付職員となった者の給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は、採用の日の前日から級別資格基準表を適用する場合における当該一般任期付職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において初任給基準表（初任給規則第3条の2に規定する初任給基準表をいう。以下同じ。）を適用して得られる初任給（前条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし、かつ、部局内の他の職員との権衡を考慮して昇格、昇給等に係る規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の範囲内で決定することができる。</p>

2 前項の規定の適用を受ける一般任期付職員に係る初任給規則第8条第4項の規定の適用については、同項第2号中「第7条の規定の適用を受けて給料月額が決定された者又は第7条の2第1号若しくは第2号に該当し、同条」とあるのは、「任期付職員の採用に関する条例施行規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第23号）第7条第1項」とする。

